

政策会議付議事案書（令和2年7月14日）

提案課名 総合政策課

報告者名 遠藤 一成

<p>事案名</p>	<p>日本たばこ産業株式会社安全性研究所跡地に関する対応方針について</p>	<p>資料 有</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>日本たばこ産業株式会社（以下「JT」という。）の安全性研究所（名古屋1番1ほか。以下「研究所」という。）が閉鎖され、令和2年10月までの工期で解体作業が進められています。</p> <p>商工会議所等から、この用地を市が購入し、道の駅を整備等するよう求める要望書が提出されたことを受け、令和元年7月から、土地利用検討協議会（以下「協議会」という。）による協議及び土地利用可能性調査等を実施してきました。</p> <p>JTが研究所用地の売却処分を決定した場合の本市の対応を迅速かつ的確に決定するため、その方針を定めるものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 経過</p> <p>平成30年2月 JTが施設老朽化等を理由に、研究所の市外への機能移転を決定</p> <p>〃 6月 本市、秦野商工会議所及び秦野市農業協同組合の連名で、JTに対し、研究所移転後の跡地の利活用等に関する要望書を提出</p> <p>平成31年2月 秦野商工会議所及び秦野市農業協同組合の連名で、本市に対し、研究所移転後の跡地への「道の駅」整備等の要望書が提出される。</p> <p>令和元年 5月 機能移転が完了し研究所が閉鎖</p> <p>〃 7月 JTが研究所の解体工事に着手（令和2年10月完了予定）</p> <p>〃 7月</p> <p>～令和2年 3月 協議会を設置し、意見を求めながら経済活性化や観光振興の観点から、道の駅の他、防災公園、民間開発を含む土地利用の可能性検討調査を実施（協議会は4回開催）</p> <p>2 検討結果</p> <p>対象地の特性（立地、法規制等）を踏まえた土地利用の可能性検討調査の結果、道の駅及び防災公園は課題が多く、現状では公費負担の伴わない民間開発が適しているとの結論に至る。</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">決定等を要する事項</p>	<p>1 J Tが安全性研究所用地の売却処分を決定した場合、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、優先的に買取協議を行うことが可能となるが、有償取得はしない。</p> <p>2 J Tに対し、土地利用可能性調査の内容や土地利用検討協議会の意見等を踏まえ、次の事項を要望していく。</p> <p>(1) 明治期から続く葉たばこ耕作を通じた本市とのつながりの証となる資料館整備等の取組</p> <p>(2) 賑わいの創出や経済の活性化に寄与するとともに、地域貢献や周辺環境に調和した土地活用の実現</p> <p>3 地域貢献や地域との共生に積極的な民間事業者の誘導を図るため、関係部局と連携し、誘導施策の検討に取り組んでいく。</p> <p>詳細については、別紙資料「日本たばこ産業株式会社安全性研究所跡地に関する対応方針（案）」のとおり</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の取扱い</p>	<p>令和2年7月以降 J Tに対し、土地利用可能性調査等の内容を踏まえた要望を実施</p> <p>地域貢献や地域との共生に積極的な民間事業者の効果的な誘導施策の検討</p>

日本たばこ産業株式会社安全性研究所跡地に関する対応方針（案）

1 目的

本対応方針は、本市名古屋の国道246号及び県道70号の交差点に立地する日本たばこ産業株式会社（以下「JT」という。）安全性研究所が閉鎖され、現在、その後の取扱方針が未定のまま更地化だけが決定され、令和2年10月までの工期で解体作業が進められています。

このため、JTが安全性研究所用地（約19,320平方メートル）の売却処分を決定した場合に、本市の対応を迅速かつ的確に決定するため、令和元年度に実施した土地利用可能性調査等に基づき、その方針を定めるものです。

2 方針の内容

- (1) JTが安全性研究所用地の売却処分を決定した場合、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、優先的に買取協議を行うことが可能となりますが、対象用地の有償取得はしないこととします。
- (2) JTに対し、土地利用可能性調査の内容や土地利活用検討協議会の意見等を踏まえ、次の事項について要望をしていきます。
 - ア 明治期から続く葉たばこ耕作を通じた本市とのつながりの証となる資料館整備等の取組
 - イ 賑わいの創出や経済の活性化に寄与するとともに、地域貢献や周辺環境に調和した土地活用の実現
- (3) 地域貢献や地域との共生に積極的な民間事業者の誘導を図るため、関係部局と連携し、誘導施策の検討に取り組んでいきます。

議題2

政策会議付議事案書 (令和2年7月14日)

提案課名 戸籍住民課

報告者名 原田 真智子

事案名	秦野市印鑑条例の一部を改正することについて	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">有</div> 資料 無
目的・必要性	<p>本市では、住民の利便性の向上とマイナンバーカードの普及促進を目的に、印鑑登録証明書等の証明書について、全国のコンビニエンスストア等の店舗に設置されている端末機から取得できるサービス（以下「コンビニ交付サービス」という。）を、令和3年1月から開始する予定です。これにより、市役所や連絡所の営業時間外でも証明書を取得することが可能となります。</p> <p>印鑑登録証明書については、申請者が窓口で印鑑登録証を提示することにより交付を行ってきましたが、マイナンバーカードの個人認証機能を利用することで、店舗の端末機を申請者が自ら操作し、印鑑登録証明書を取得できるようにするため、秦野市印鑑条例を改正するものです。</p>	
経過・検討結果	<p>令和元年7月 9日 政策会議にて「マイナンバーカードによるコンビニ交付サービスの実施」を付議し、了承される。</p> <p>令和2年2月17日 部長会議にて「マイナンバーカードを利用したコンビニ等における各種証明書交付サービスの実施について」を報告</p> <p>〃 25日 秦野市情報公開・個人情報保護審査会にて「個人番号カードを活用した証明書コンビニ交付サービスの実施に伴うオンライン結合による保有個人情報の本人外提供について」諮問し、3月12日に支障なしと答申を受ける。</p> <p>〃 5月25日 コンビニ交付サービスで利用するシステムを管理する地方公共団体情報システム機構に対し、「証明書交付サービス参加申込書」を提出</p>	
決定等を要する事項	<p>印鑑登録証明書の交付申請を規定している秦野市印鑑条例の一部をコンビニ交付サービスにも対応できるよう改正すること。</p>	
今後の取扱い	<p>令和2年 9月 令和2年9月第3回市議会定例会に条例改正議案を提出</p> <p>令和3年 1月 秦野市印鑑条例の改正の施行（コンビニ交付サービス開始）</p>	

秦野市印鑑条例の一部を改正することについて

秦野市印鑑条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 2 年 9 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

個人番号カードを使用して、コンビニエンスストア等に設置されている端末機から印鑑登録証明書を取得できることとするため、改正するものであります。

秦野市印鑑条例の一部を改正する条例

秦野市印鑑条例（昭和 55 年秦野市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条に次の 1 項を加える。

- 5 第 1 項の規定にかかわらず、第 2 条第 1 項第 1 号に規定する者が登録印鑑に係る印鑑登録証明書の交付を端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、印鑑登録証明書を交付する機能を有するものをいう。）から受けようとするときは、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードであって、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されたものに限る。）を使用してその端末機から申請しなければならない。

附 則

この条例は、令和 3 年 1 月 日から施行する。

議案第 号 秦野市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2-4 (略)</p> <p>5 <u>第1項の規定にかかわらず、第2条第1項第1号に規定する者が登録印鑑に係る印鑑登録証明書の交付を端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、印鑑登録証明書を交付する機能を有するものをいう。）から受けようとするときは、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであって、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されたものに限る。）を使用してその端末機から申請しなければならない。</u></p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和3年1月 日から施行する。</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2-4 (略)</p>

秦野市印鑑条例の一部を改正することについて

1 目的・必要性

本市では、住民の利便性の向上と個人番号カード（マイナンバーカード）の普及促進を目的として、印鑑登録証明書等の証明書を全国のコンビニエンスストア等の店舗に設置されている端末機（マルチコピー機）から取得できるサービス（以下「コンビニ交付サービス」という。）を、令和3年1月から開始する予定です。これにより、市役所や連絡所の営業時間外でも証明書を取得することが可能となります。

印鑑登録証明書については、申請者が窓口で印鑑登録証を提示することにより交付を行ってきましたが、マイナンバーカードの個人認証機能を利用することで、店舗の端末機を申請者が自ら操作し、印鑑登録証明書を取得できるようになります。

2 条例改正の概要

マイナンバーカードを使用し、店舗に設置されている印鑑登録証明書を交付する機能を有する端末機から申請を行った者に対し、その端末機から印鑑登録証明書を出力し、交付できるようにするための改正を行う。

3 条例改正の施行日

令和3年1月 日

マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスについて

令和2年7月14日

戸籍住民課作成

1 コンビニ交付サービスについて

マイナンバーカードを利用して、住民票の写し等の証明書を全国のコンビニエンスストア等に設置されている端末機（マルチコピー機）から取得できるサービスです。

(1) サービス実施によるメリット

ア マイナンバーカードの利活用の向上につながる。

イ 全国約55,000店舗（令和2年6月1日現在）のコンビニエンスストア等のマルチコピー機において、休日でも証明書が取得でき、利便性の向上につながるとともに、マイナンバーカードの普及促進を図ることができる。

ウ 午前6時30分から午後11時まで利用が可能（年末年始を除く。）

エ 窓口での受付や審査がないため、各窓口における業務量の削減が見込まれる。

2 コンビニ交付サービスの実施状況（令和2年6月1日現在）について

(1) 全国1,724自治体中749市区町村が実施（43.4%）

(2) 県内19市の実施状況（16市で実施済み）

平成30年度までに実施済 (14市)	横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市、座間市、鎌倉市、平塚市、伊勢原市、綾瀬市、小田原市、海老名市
令和元年度に実施（2市）	南足柄市(7/1～)、横須賀市(2/17～)
未実施（3市）	逗子市、三浦市、秦野市

3 秦野市におけるコンビニ交付サービスの実施内容について

(1) 開始時期

令和3年1月下旬

(2) 取得できる証明書等の種類

ア 住民票の写し

イ 印鑑登録証明書

ウ 税証明（最新年度の「市県民税課税証明書」）

コンビニ交付サービスに係る経費について

令和2年7月14日
戸籍住民課作成

	令和2年度	令和3年度以降
導入経費（機器賃貸借料を含む。） 【情報システム課】	207万円 (内訳) ○住民票、印鑑証明書、課税証明書の発行に伴うシステム導入費及び機器賃貸借料 4,950万円(68.75万円×72月) 68.75万円×3月= <u>206.25万円</u>	825万円 (内訳) ○住民票、印鑑証明書、課税証明書の発行に伴うシステム導入費及び機器賃貸借料 4,950万円(68.75万円×72月) 68.75万円×12月= <u>825万円</u>
維持管理費 【戸籍住民課】	147万円 (内訳) ○地方公共団体情報システム機構への負担金 (4,787,037円/12月)×3カ月 = <u>1,196,800円</u> ○コンビニ事業者への委託手数料 (4,912通/12月)×3月÷1,300件 1,300件×117円= <u>152,100円</u> ○コンビニ交付ネットワークへの接続料金 (初年度のみ) <u>121,000円</u>	537万円 (内訳) ○地方公共団体情報システム機構への負担金 (人口規模) <u>4,787,037円/年</u> ○コンビニ事業者への委託手数料 4,912通×117円(1通) = <u>574,704円</u> ※ 年間通数は、県内近隣市における利用率の平均値から算出
合計	354万円	1,362万円

※ 令和3年1月からのサービス開始のため、令和2年度の経費は3か月分となる。